る主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　準用銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理

二　準用銀行法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七第三項の規定による登録

三　準用銀行法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六第二項の規定による通知

四　準用銀行法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧

五　準用銀行法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否

六　法第八十五条の三の二第三項及び第八十七条第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十の七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理

七　準用銀行法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八　準用銀行法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　準用銀行法第五十二条の六十の二十二の規定による命令

十　準用銀行法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分

十一　準用銀行法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用金庫電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十条の四第一項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第一号から第十一号まで」を「以下この項及び第十三条の四から第十三条の七まで」に、「「銀行法」を「準用銀行法」に改め、「信用金庫電子決済等代行業者をいい、」の下に「法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び」を加え、「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、「同法第十一条第六項に規定する」を削り、同項第一号から第五号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第六号中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に、「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十一号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条第二項中「この条」を「この項及び次項」に、「同項」を「前項」に改める。

第十一条第一項中「銀行法」を「準用銀行法」に、同条第二項第一号中「以下「」を「以下この号及び次条第二項において「」に改め、同条第七項から第十三項までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十一条の二第一項中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十一条の三中「銀行法第十三条の三の二第三項」を「準用銀行法第十三条の三の二第三項」に改める。

第十二条第一項中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十三条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に、「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」を「指定金庫業務紛争解決機関」に改め、「「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と」を削り、同項の表第十二条の二第一項の項及び第十二条の二第二項の項中「第八十九条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二条の三第一項第一号	指定紛争解決機関	信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関
	紛争解決等業務の種別が銀行業務	同条第五項に規定する紛争解決等業務の種別が同条第二項に規定する金庫業務
	手続実施基本契約	手続実施基本契約（同号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）

第十三条第一項の表第十二条の三第一項第二号の項の次に次のように加える。

第十二条の三第三項第一号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）
	同号	第一項第二号

第十三条第一項の表第十三条の三の項及び同条第二項の表第五十二条の四十四第三項の項中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条第三項の表第五十二条の六十一第二項の項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条第四項中「第五十二条の六十の二第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「「銀行法」を「「準用銀行法」に、「、銀行法」を「、準用銀行法」に、「掲げる銀行法」を「掲げる準用銀行法」に改め、同項の表読み替える銀行法の規定の項中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同表第五十二条の四十四第三項の項中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第五号	商号	名称
第五十二条の六十の六第一項第七号	信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法	長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十の六第一項第九号ヘ	信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法	長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法
第五十二条の六十の十一第一項第五号	商号	名称